

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第42回) 議事録

1. 日時 令和6年6月5日(水) 10:00~11:23

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 座長の選出・座長代理の指名
- (2) 令和5年度食品安全委員会運営状況報告書
- (3) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

本間座長、畝山座長代理、阿部専門委員、今村専門委員、大屋専門委員、  
亀井専門委員、川崎専門委員、郷野専門委員、小坂専門委員、坂本専門委員、  
白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、寺島専門委員、早川専門委員、  
船江専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

原田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、香西委員、川西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、  
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、  
今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

### 5. 配布資料

資料1 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2-1 令和5年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

資料2-2 運営状況報告書(案)のポイント

資料3-1 令和6年度の「自ら評価」案件の選定について(案)

資料 3-2 (参考資料) 令和 5 年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について(概要)

資料 3-3 (参考資料) これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

## 6. 議事内容

○重元総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第42回「企画等専門調査会」を開催いたします。

食品安全委員会事務局総務課長の重元と申します。

4月1日付で、企画等専門調査会の専門委員の一部の先生につきまして改選が行われました。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、17名の専門委員、2名の専門参考人に御出席をいただいております。

今回も対面とウェブを併用して開催いたします。出席者のうち8名の方がウェブを利用して御出席をいただいております。

また、食品安全委員会からは5名の委員が出席しており、そのうち2名がウェブを利用して出席しております。

また、本日、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおいて本会合の様子のライブ配信も行っております。

先ほど申し上げましたとおり、去る4月1日付をもちまして専門委員の改選が行われ、本調査会では本間専門委員が再任され、小坂専門委員が新たに任命されました。改めて御紹介いたしますので、恐れ入りますが一言ずつ自己紹介をお願いできればと思います。

まず、本間専門委員でございます。

○本間専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の本間です。

これまで座長を務めさせて頂きましたが、経験がまだそんなにありません。引き続き皆さん、よろしくお願い致します。

○重元総務課長 ありがとうございます。

小坂専門委員でございます。

○小坂専門委員 読売新聞の小坂と申します。5月末まで生活部長を務めておりました。今月から部署が変わりましてイノベーション本部というところにおります。

食品安全委員会が発足する頃に食の安全の問題をずっと取材していた関係で参加させていただきます。よろしくお願い致します。

○重元総務課長 ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願い致します。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。今回の資料でございますが、資料1が『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について、資料2-1が「令和5年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」、資料2-2が「運営状況報告書（案）のポイント」、資料3-1が「令和6年度の『自ら評価』案件の選定について（案）」、資料3-2が参考資料としまして「令和5年度における『自ら評価』案件候補の審議結果について（概要）」、資料3-3が同じく参考資料で「これまでに選定された『自ら評価』案件の実施状況について」の以上でございます。お手元に御準備をお願いいたします。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を御報告いたします。当委員会決定でございます「食品安全委員会における調査審議方法等について」につきましては、本年1月16日に一部改正が委員会で決定され、本年4月1日より施行されました。改正後の当該委員会決定に基づきまして、全ての専門委員の皆様の確認書を御提出いただきました。今回の議事につきましては個別の申請品目に係る調査審議ではございませんので、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

まず、議事の（1）座長の選出・座長代理の指名でございます。先ほど御紹介いたしましたとおり、4月1日付で専門委員の改選がございましたので、本日はまず座長の選出を行いたいと思います。食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項に、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。御推薦等はございますでしょうか。

田沼専門委員、お願いします。

○田沼専門委員 座長につきましては、国立医薬品食品衛生研究所の所長であり、食品衛生に関して高い見識をお持ちになっておられる本間先生に引き続きお願いできればと考えております。

○重元総務課長 ありがとうございます。

ただいま、本間専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。皆様、御賛同いただけますでしょうか。

（首肯する専門委員あり）

○重元総務課長 ありがとうございます。

それでは、皆様御賛同いただきましたので、座長に本間専門委員が互選をされました。

それでは、本間座長、座長席にお移りいただいて、一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○本間座長 それでは、座長に推挙されました、国立医薬品食品衛生研究所の本間です。

前回も座長を務めました、私が座長になってからまだ数か月ぐらいですね。それでまた改めて挨拶することもないのですが、前回も言ったかもしれませんが、私は研究者ですけども、皆様には研究者とは違った視点でいろいろな御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○重元総務課長 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は本間座長をお願いいたします。

○本間座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたように、座長代理の指名についてですが、私から座長代理として引き続き畝山専門委員にお務めいただきたく、指名させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する専門委員あり)

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、畝山座長代理から一言お願いいたします。

○畝山座長代理 国立医薬品食品衛生研究所客員研究員の畝山でございます。3月まで国立衛研の安全情報部長をしておりましたので、今回、退任のために客員研究員になっておりますが、研究者としては別に引退しておりませんので、引き続きよろしく願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。議事2の令和5年度食品安全委員会運営状況報告書(案)についてでございます。まず、事務局から御説明をお願いします。

○重元総務課長 引き続き総務課長でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事の2番目の令和5年度の食品安全委員会運営状況報告書(案)についての御説明でございます。資料は資料2-1が報告書案の本体、資料2-2が参考資料とし

まして報告書案のポイントや概要をまとめたものです。報告書案としてお諮りするものは資料2-1本体でございますけれども、本日の御説明の中身につきましては資料2-2のポイント概要版のほうを中心に御説明したいと思っております。

まずは資料2-1のほうなのですけれども、表紙をおめくりいただいて目次なのですけれども、こちらは令和5年度の運営計画に基づきましてその運営状況や実績をまとめたものでございますので、目次に記載しております項目立て・柱立てにつきましては、令和5年度の運営計画の柱立てに沿ったものでございます。

目次の次のページの1枚だけなのですけれども、同じような構成で資料2-1全体が作られておるのですけれども、このように2段表になっておりまして、右側に令和5年度の運営計画の本文が引用されており、左側にそれぞれの項目に該当する運営状況の報告がそれぞれ整理してあるような構成になっておるところでございます。その内容につきましては、最初に申し上げましたとおり、これからは資料2-2のほうで御説明をいたしますので、大変恐れ入りますけれども2-2のほうを御覧いただければと思います。

まず、資料2-2の表紙をおめくりいただきまして、目次がついておりますが、目次の次、右下にページが振ってあります1ページ目でございます。こちらは改めてではありませんけれども、「食品安全の基本的事項」ということで、我が国における食品安全を守る枠組みとしてのリスクアナリシスという枠組みについて紹介をした資料でございます。リスク評価であるリスクアセスメントの部分を食品安全委員会が担っているということで、右側にリスク評価の基本ステップというプロセスとして、ハザードの特定に始まりハザードの特性評価、ばく露評価、リスクの判定、これにつながる一連の流れの評価を行っているということでございます。

2ページ目にお移りいただきまして、委員会の運営全般です。ここからが運営の報告になります。本体の資料では1ページ目から3ページ目に対応している部分なのですけれども、資料2-2の2ページ目の左上にありますように、令和5年度は親委員会を41回、専門調査会等を109回開催いたしております。また、令和5年度に評価依頼を受けた件数は85件、評価終了した件数は93案件でございます。

また、左上にありますように、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことによりまして、昨年5月から委員会や専門調査会等における傍聴者の現地受入れを再開いたしております。ユーチューブの配信は引き続き実施をしております。

また、令和5年度は委員会運営全般の見直しといたしまして、左側に記載しております3点の取組を行っております。

1点目が食品安全委員会運営規程と食品安全委員会専門調査会等運営規程の見直しでありますけれども、こちらは専門調査会等への出席につきまして、ウェブ会議システムを利用した方法で行うことができるということを明文化した改正です。

2つ目の食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について意見を求められた場合の取扱いにつきましては、例えば既に評価を行った品目や物質につ

きまして新たな科学的知見が提出されて評価要請があった場合に、その提出された新たな科学的知見が既存の評価結果に影響を及ぼさないときは、評価書を改定せずに評価結果を通知する場合があることを明文化した改正でございます。

3点目、最後の食品安全委員会における調査審議方法等についてにつきましては、委員会における調査審議等のより一層の中立性・公正性の確保を図りますため、企業申請品目の申請企業であります特定企業との経済的な利益関係が一定の基準に該当する場合に、委員や専門委員は審議に参加できないのですけれども、これに関する基準についての改正を行ったということでございます。具体的には、特定企業からの金品等の受理に関する基準につきまして、現行では例えば役員報酬等で年間100万円以上、株式利益で年間100万円以上などといった費目ごとの金額で基準が決まっておるわけなのですけれども、こうした費目を問わずに合計額に関する基準、これは年間500万円以上ということなのですけれども、その基準を従来の基準に追加するという改正を行ったものでございます。

右側は、令和5年度に開催しました企画等専門調査会3回の状況の記載とともに事務局体制の整備として1名の定員増を確保したということを記載しております。

次に、3ページ目に参りまして、委員会におけるデジタルトランスフォーメーションの取組についての3点の取組でございます。

1点目は、食品健康影響評価書（毒性試験データ）のオープンデータ化に向けた検討です。これはリスク評価業務につきまして、毒性評価のデータや根拠や結論とこれらの総体としての評価、リスク評価を体系化・構造化した上でデータベースで共有するということを目指しておるのですけれども、これをやることによりまして作業の効率化が図られるというのが一点。

それから、データベース化することにより過去の判断の検索が容易になりますので、リスク評価の一貫性というのが確保できるといったことを狙いといたしまして、海外の取組状況の調査や食品安全委員会内で活用するシステムの開発に向けましてシンクタンクに委託をいたしまして、農薬評価書の作成業務を素材に検証用の簡単な作業用インターフェースを作成し、検証を行ったというものでございます。今後も引き続きまして必要な財政措置も視野に入れつつ、検討を進めていくこととしております。

2点目が、DX推進に関する研究の公募ということで、食品健康影響評価技術研究におきまして、デジタルトランスフォーメーション推進に関する研究として令和5年度の2次公募課題の公募、それから6年度分の優先実施課題の公募をそれぞれ行い、採択をいたしました。

それから3点目が、情報収集・整理のデジタル技術を用いた自動化に向けた検討ということで、6年度にデジタル技術を用いた食品の安全性の確保に関する海外の最新情報の収集や整理の自動化に向けた試行を実施するために、具体的な実施方針の検討を行ったということでございます。

4ページ目に参ります。こちらは専門調査会の開催状況ということで、令和5年度は16

の専門調査会で合計90回の開催をしております。

5 ページ目が、今度は3番のワーキンググループの開催状況ということでございまして、こちらは昨年度、4つのワーキンググループで合計19回の開催をしております。

6 ページ目に参りまして、食品健康影響評価の審議状況でございます。先ほど5年度に85件の評価依頼を受けて93件の評価を終えたとありましたけれども、その具体的な区分ごとの数字を表にまとめております。この表では食安委設立以来の評価要請件数や評価終了件数等を記載してございまして、この表の一番下の行を見ていただきますと、これまでの創設依頼の累積数、要請件数で言いますと3,502件、そのうち令和5年度はその右隣にあります85件の要請があったということです。それに対して評価終了件数につきましては、何列か右に行っていただきまして3,279件とありますが、こちらがトータルの件数でありまして、このうち令和5年度に限ると93件ということでございます。

また、現在審議中というものが、一番右下にあります237件という数字であります。案件として多いのが、上から4行目にあります農薬でありますとか、少し下の動物用医薬品、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等といったところが比較的件数が多いということでございます。

7 ページ目からが、評価ガイドラインの策定等でございます。7 ページは遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する評価指針への改正ということで、昨年11月のこの専門調査会における中間報告の中でも申し上げましたけれども、左側のオレンジ色の「改正の主なポイント」というところにもございますように、こちらは国際動向も踏まえた改正の必要性や新しい技術に対応した評価項目の検討を行うとともに、改正した指針を技術的に補完するための技術的文書の検討というのが改正の主なポイントとなっております。

主な改正内容は右側の「主な改正内容」というところにあります。例えば科学技術の進歩を踏まえた記載の整理、あるいはこれまでの安全性評価基準やこれまでの項目立てに重複する部分が多くなっておりますので、必要な項目について過不足のないような整理を行った、あるいは海外当局のガイドライン等を参考にした内容の更新といった内容となっております。こちらの改正案につきましては、今年3月27日から4月25日までの30日間、意見、情報の募集を実施しておるところでございます。

続きまして、8 ページ目が食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用ということでございまして、こちら昨年11月のこの調査会において御説明したものでございます。ベンチマークドーズ法が何かというのはこのページの左下に記載しておりますのでまた御覧いただければと思いますけれども、この活用に関する指針につきましては、左側1番の(1)にありますように、このベンチマークドーズ法の活用にあわせて、ベイズ統計学に基づくパラメータ推計であるベイズ推計というものを活用するに当たっての考え方や留意点について指針を改正するとともに、指針の別添としましてこのベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法を使用する際の考え方を定めたということでありまして、昨年9月12日に委員会決定をしております。

それともう一点、1番の「(2)疫学研究への適用」という部分でございますけれども、こちらは動物実験とは異なる疫学研究データの特徴を踏まえまして、疫学研究データへのベンチマークドーズ法の適用として動物実験で得られた用量反応データに、このベンチマークドーズ法を適用する場合に加えて疫学研究で得られたデータに適用する場合についての項目の追加ということで、こちらは年度が改まっておりますけれども、今年4月9日に委員会で改正を決定いたしました。

9ページ目に参りまして、「自ら評価」を行う案件の推進についてでございます。令和5年度は、9ページ目の上半分にあるような流れで自ら評価を行う案件についてこの専門調査会において御審議をいただきました。結論としましては、案件として選定されたものはありませんでしたけれども、2月のこの調査会におきまして、スクラロース-6-アセテートにつきましては事務局において引き続き情報収集を行うという整理がされたところでございます。

また、このページの下半分は、これまでに行いました自ら評価の結果の情報提供としまして、1つ目はアレルギーを含む食品、こちらは平成27年度に自ら評価を行う案件と選定をされまして、令和3年6月に卵につきましては評価を終えましたけれども、その他の食品については科学的知見が十分に整った状況ではないということで、当面情報を取りまとめて公表することとなっておったものですが、令和5年度におきましては調査事業として「アレルギーを含む食品のファクトシート（そば類、えび・かに）」の作成に向けた知見の調査を実施いたしました。

また、令和4年度の自ら評価選定プロセスにおきまして、右側にありますクロノバクター・サカザキにつきましては、案件としては選定されなかったのですが、情報発信をすることとされたことを受けまして、乳児の健康被害の予防啓発のためのウェブページを5月に開設いたしております。

10ページ目に参りまして、令和4年度に自ら評価案件として選定されました有機フッ素化合物につきましては、ワーキンググループにおける審議状況と今年1月にワーキンググループで評価書案が取りまとめられた後のリスクコミュニケーションの状況についての記載をしております。ここにありますように、評価書案を公表した当日に報道関係者向けのブリーフィングを実施したこと、評価書案に関するQ&Aをホームページに掲載したこと、また、2月にオンラインセミナーを実施してございまして、これらについて記載をしております。

11ページ目に参りまして、こちらはリスク評価の結果に基づく施策の実施状況の監視についてです。1年間に食品安全委員会が行ったリスク評価に対してリスク管理機関がどのような措置を講じているかを調査した結果でございます。左側の真ん中の「調査対象品目」にありますように、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に評価の通知を行った97件と令和3年9月30日以前に通知を行ったもののうち、前回の調査の段階で具体的な措置が講じられていなかった77件の合計174件について調査を行ったものです。これらの施

策の実施状況については、右側の表の一番下の「合計」の欄でございますけれども、調査対象174件のうち管理措置済みが107件に対しまして、審議会等の開催に向け準備中というのが一番右側の43件でございます。この43件につきましては、左側の真ん中辺りの米印のちょっと小さい部分ですけれども、こちらに令和3年9月30日以前に通知が行われ、前回の調査のときに未着手だったものがトータル43件のうちの38件を占めているということなのですけれども、これらにつきましてはリスク管理機関に対して引き続き検討を求めているものとなっておりますが、ちなみに遅れている理由というのは右下の吹き出しの部分に主な背景を書いておるところでございます。

12ページ、13ページが食品安全モニターさんからの報告でございます。令和5年度には470名の方にモニターをお願いしておりますのですけれども、その方々からいただいた御提案や御報告でございます。令和5年度の1年間で、左側にありますように28件の御提案や報告がありました。その内容については属性、分野別に右側の表に整理しておりますけれども、分野別ではリスクコミュニケーション関係、関係省庁別では厚生労働省関係の案件が多かったということでございます。食品安全モニターさんからの提案などのうち、内容がこれまでにない新たな内容である、あるいは重篤・広範囲にわたる健康影響に発展する可能性が含まれるものであったり、御提案の内容が具体的、実現可能性が高いといったものにつきましては関係省庁に回答を求めていくということを行っています。

13ページにその主なものを2件ほど御紹介しております、この2件は昨年11月のこの調査会で中間報告のときに御紹介したものと同じものではございますけれども、改めて載せております。1つ目がリステリア菌、2つ目が甘味料アスパルテームの関係です。これらにつきましては、リステリア菌につきましては2013年に食品安全委員会としての評価を行っているものでございます。ただ、この御提案、御報告につきましてはリスク管理機関へ共有をしております。また、アスパルテームの関係につきましては、昨年7月にWHO傘下の国際がん研究機関であるIARCとJECFAがアスパルテームにつきまして評価を公表したことに伴うものと思われるのですけれども、こちらは食安委としましてもその公表と同時にQ&Aを公開するとともにリスク管理機関への情報共有も行っているということでございます。

次の14ページ以降が、研究・調査事業の推進についてでございます。上の囲みの中に主な取組が網羅されているのですけれども、1つ目が今後5年間に推進すべき研究・調査の方向性を明示したいいわゆるロードマップに基づきまして研究事業・調査事業の実施を行っているということが1点目。ただ、その下の米印にありますように、現行のロードマップは令和元年に作成したものでありますので、このロードマップは5年程度おきにおおむね見直しをできておりますので、令和6年度の見直しに向けまして昨年11月から検討を開始しているということでございます。

また、2つ目の丸ですけれども、令和5年度につきましては、6年度の優先実施課題に基づきまして6年度の研究課題の公募や事前評価を経て採択を行ったということ。また、

5年度に実施中、あるいは終了した調査・研究課題の成果や活用についての中間事後評価、追跡評価を行ったということ。それから、プログラム評価といたしまして、研究事業・調査事業の全体としての目標の達成度合いやプロセスの妥当性・副次的成果についての評価といたったことを行っております。

14ページの下半分は、現行のロードマップの概略を記載しております。

15ページ目に参りまして、左側がプログラム評価でありまして、先ほど申し上げました5年に1度の事業全体としてのプログラム評価の評価項目や評価基準を記載しております。実際に研究事業・調査事業について評価を行いました結果が15ページ目の右側。こちらは研究事業でありまして、総合評価はA評価。16ページ目の左側が調査事業でありまして、こちらにも総合評価A評価をいただいております。16ページ目の右側に、4年度に終了した研究事業の事後評価結果を載せております。

17ページ目が、5年度に行いました研究事業のうちの新規採択課題、それから継続課題の一覧表、右下に5年度の調査事業の一覧表を載せております。

18ページ目が、今年度の優先実施課題であります。右下のⅢ番のところに「若手専門家の育成枠」とありますけれども、6年度の研究事業から将来の食品健康影響評価を担う若手研究者を育成するという観点からこのような枠を設けて公募を行ったということでございます。

19ページ目に参りまして、左側が6年度の新規採択課題の一覧でございます。この中で米印がついている2課題、上から3つ目のナノマテリアル、それから下から2つ目の「HEVを中心とした」とあるこの2つの課題が若手専門家の育成枠として採択されたものでございます。

19ページ目の右側が調査事業でございます。

20ページ目からがリスクコミュニケーションの戦略的な実施の関係です。令和5年度につきましては、4つの柱で整理をしております。

1つ目が設立20周年企画ということで、こちらはホームページに20周年特設ページを設けたこととありますとか、20周年国際シンポジウムを開催した、あるいは記念誌を作成したといったこととございます。

2つ目が意見交換会の開催で、食品健康影響評価のプロセスや結果に関する透明性の確保のための報道関係者や一般消費者等を対象にした対面・オンライン形式での意見交換会の実施でございます。昨年度はPFASや農薬再評価に関して行っております。

3つ目が情報発信で、先ほども出てまいりましたけれども、社会的に関心が高い話題、国際機関による発がん性分類結果の公表などといった時期を捉えてQ&Aの作成をするとともに、フェイスブックやSNSなどのホームページを通じたタイムリーな情報の発信なども行っております。

4つ目が講師派遣ということで、地方公共団体との共催やいろいろな大学、消費者団体等が主催する学習会等への講師派遣の実施でございます。

21ページ目以下に具体的な取組を整理しておりますけれども、21ページ目が紙媒体の発信やホームページ、フェイスブック等での記事の実例でございます。

22ページ目が、Xの閲覧数の多かった投稿例や時期を捉えたポスト例を紹介しております。

23ページ目がウェブサイトにおける記事の例でありますとか、ユーチューブ公式チャンネルで公開した主な動画でございます。

24ページ目が「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発ということで、こちらは解説講座や各種意見交換会、講師派遣や訪問学習の受入れ等について記載をしております。

25ページ目がリスク管理機関との連携ということで、関係省庁と連携した意見交換会を実施しているということ。

26ページ目に参りまして、今度は報道関係者や関係団体、学術団体との連携ということでございます。こちらは報道関係者を対象にした科学的な情報の提供ということで、国際シンポジウムの事前解説や農薬の再評価、PFASの評価書案に関して記者ブリーフィング等を行っているということでございます。

27ページ目が20周年関連の取組でございます。20周年国際シンポジウムを9月1日に開催しております、シンガポール、アメリカ、欧州のEFSA、それからOECDの御出席もいただきまして、当日、開催をしたということでございます。会場参加者、オンライン参加者、多くの方に御参加をいただきました。

28ページ目が20周年記念誌でありまして、こちらはホームページにも掲載しておりますけれども、これまでの主なリスク評価の結果などにつきまして分かりやすく解説・説明をした冊子ということで、各種広報活動等にも活用しているところでございます。

29ページ目が20周年特別連載記事ということで、食品安全委員会の松永委員に記事を執筆していただいております、昨年度はここに御紹介しております7本、また、4月には無機ヒ素も掲載をしております、今後、カビ毒やカドミウムなどにつきましても取り上げるということで、これは引き続き継続していく取組でございます。

30ページ目からが緊急時対応訓練の実施ということでございまして、令和5年度の緊急時対応訓練計画に基づきまして実務研修、確認訓練を実施した実績でございます。

31ページ目が食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理、活用ということで、日々国際機関、外国政府機関等の情報をネット経由で収集し、それにつきましては整理の上、リスク管理機関に日々日報という形で提供しておりますけれども、こちらにつきましては国民の皆様への情報提供ということで、食品安全総合情報システムというものに私どものホームページの中から入っていけるのですけれども、こちらで昨年度は1,864件の情報を掲載したということでございます。

最後の32ページ目になりますけれども、国際協調の推進ということで、左上の囲みにありますように、私どものほうで評価が終わりました食品健康影響評価の要約や評価指針等の英訳を順次ホームページに掲載しておりますということ、それから、当委員会の公式英

文電子ジャーナルであります「Food Safety」を発行いたしております、ちょうどこのページの左下にあります主な論文を御紹介しておりますけれども、こういったものを掲載して発信をしているということでございます。

また、国際会議等にも積極的に出席・参画をいたしまして、国際的な議論への貢献や必要な情報の収集ということで、このページの右半分に昨年度に参加した国際会議等を御紹介しております。また、先ほど20周年のところで出てまいりました9月1日の記念シンポジウムにおきましても、こうした海外の機関との連携強化を図ったということでございます。

そのほか、このページの右下にありますように、こちらは若干単発的な取組もあるのですが、こういった海外政府機関との連携やワークショップの開催なども行ったところでございます。

以上、ちょっと長い説明になってしまっていて大変申し訳なかったのですが、昨年度5年度の取組、運営状況の報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容、あるいはここでの記載事項につきまして、御意見または御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○白岩専門委員 岩手県獣医師会の白岩です。いろいろとありがとうございました。

質問というよりはいろいろと教えていただきたいと思うのですが、2ページ目の委員会の運営全般の右下に「事務局の体制の整備」ということで牛の排せつ物等のガスを抑制するという取組が書かれていて、定員を確保するのはとてもいいことだと思います。それで、畜産県岩手ということでこの概要、それからタイムスケジュール的なことが分かってお話しできるのであれば教えてほしいというのが一つ。

それから、13ページ目にモニターさんからの報告で提案内容を一部抜粋ということで左下のほうにありますけれども、鳥インフルエンザ流行時におけるリスクミということで、鳥インフルについては私たちが畜産ということで非常に関わりがあるところで、今までずっとリスクミなどをやっておられたし、そういったことで私も参加したことがあるのですが、今回の内容についてどんな内容だったのか教えていただければと思います。

以上2点、お願いします。

○本間座長 ありがとうございます。

2点あったと思いますが、事務局よろしくお願いいたします。

○前問評価第二課長 事務局からお答え申し上げます。評価第二課の前問と申します。

まず、2ページの事務局体制の整備のところ、汚泥資源の肥料としての活用、それから牛が胃が4つあって、げっぷとしてメタンが出るということで温室効果ガスの一因になっているということでの御指摘だと思いますけれども、これまで汚泥肥料の活用ということと、昨年度末に菌体りん酸肥料というものを農水省のほうで新しく基準規格を設けて、それによって今まで下水汚泥が回収するうちの1割ほどしか再利用されなくて9割は未利用という状態だったものを、最近はりんなどの価格が高騰していますので、そういったもので畜産農家さんの資材の高騰対策の一助にならないかということでリスク管理機関が諮問してきたものを昨年度末に1件答申をしております、既に農水省のほうで基準もつくりまして、新聞報道等でもそれに基づいて肥料が流通し始めたという段階にございます。

それから、牛のげっぷ中のメタンを抑制する剤としてこれまで2剤、食品安全委員会に答申をしております、農水省のほうでそれに基づいて所要の進められている状況です。

また、この2剤以外にもリスク管理機関には新たな剤の相談も来ているようでございますので、食品安全委員会に諮問がなされましたら、できるだけ早く迅速な審議ができるように事務局としても準備を進めたいと考えています。

2ページの関係は以上でございます。

鳥インフルエンザの関係にございましては、どうしても毎年渡り鳥のシーズンで流行がございまして、毎年同じ内容になるのですけれども、通常流通している畜産物を介してヒトが鳥インフルエンザに感染することは考えにくいということは今までもいろいろな媒体・機会を通じてお知らせしております、そういったものを継続しているという状況でございます。

以上でございます。

○本問座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今のは質問であって、特に報告書の中に組み入れるという必要はないですね。

ほかはいかがでしょう。

よろしく申し上げます。

○川崎専門委員 川崎です。

今のに関連して、鳥インフルエンザですけれども、アメリカで牛が鳥インフルエンザに感染して、そのミルクからヒトが感染したという事例が最近あるようで、そういうところの情報のアップデートというところも必要かなと思いますが、いかがでしょうか。

○本問座長 事務局の方、何か情報はありますか。よろしく申し上げます。

○前問評価第二課長 事務局からお答え申し上げます。

私どもも海外でFDAが発表している情報や報道を入手して、先ほど迅速な情報の提供ということで総務課長から御紹介申し上げましたけれども、そういった提供をしているのですけれども、私どもが今まで承知をしているのは畜産物を介してヒトが感染したという事例ではなくて、農場で働いている搾乳業務に携わっておられる方が何らかの形で感染をしたという例が3件ございまして、それについて承知をしている段階でございまして、FDAとしても市乳として殺菌されたものは摂取しても問題ないというプレスも出していると承知をしております。ですので、先生がおっしゃられたように市乳を介してアメリカで感染が確認されたという情報には触れていない状況でございます。

以上でございます。

○本問座長 よろしいでしょうか。

○川崎専門委員 ありがとうございます。

○本問座長 ほかにいかがでしょうか。

今村専門委員、お願いいたします。

○今村専門委員 今村です。

2点ほど質問と意見ですけれども、まず2ページの全体の体制の話ですが、今回、食品の基準行政が消費者庁に移ったことによって、どこから諮問が来てどこからどこへ返すのかというのが不明確になっていると思うので、ぜひ今回説明していただきたいのと、今後の計画などにもそれは入れていただきたいと思っています。実際、食品の基準行政は消費者庁に移ったわけですけれども、監視行政が厚生省に残っていて、その中でHACCPなどは基本的には厚生省に残っているので、例えば今回の紅麴の事件で様々な改正が食品衛生法でも消費者庁の法律でもされようとしていますけれども、どんな形で来るのかというのを教えていただきたいのと、それをちゃんと今後の計画などでも書いていくべきなのではないかなと思っています。

2つ目ですけれども、今回の飼料2-2で言うと7ページの遺伝子組換え食品の基準の改正ですけれども、基本的にこの基準の改正には私も賛成なのですけれども、今の指針案を見させていただいていると、安全性評価の原則の中の基本的な方針に、今までは意図せざる改変ということについては大項目があって、どんな意図せざる改変でも拾って審査しますよという項目があったのですけれども、今回の新旧対照表を見ているとそれがごっそり削除されているように見えます。各論でベクターがどうしたこうしたというところでの意図せざる改変というのは多少書いてあるのですけれども、総論的に書いている部分が見当たらなくなっているように思うので、そこら辺をどう整理されてこの改変をされている

のかというのを分かる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいま2点の質問がありましたけれども、事務局、よろしくをお願いします。

○重元総務課長 総務課長でございます。

1点目の食品基準行政の移管に伴う話は今村先生からこれまでも何度か御指摘、御質問いただいていたところでございます。法律上の整理で言えば、食品衛生法上の具体的な条項ごとにこの部分については4月以降も厚労省に所管が残っている、あるいはこの部分については消費者庁に移っているというところは整理をされております。

食品衛生法で例えて言えば50条1項の関係の基準を定めるような場合とか、51条1項とか、HACCPの関係で言うと50条の辺りになるかと思うのですが、その辺りについては引き続き厚労省に所管が残っておりますので、その辺の基準の改正がなされるのであれば、厚労省から食安委に諮問が来るというところの整理は明確になっているのではないかと思います。ただ、いずれにしてもその辺の部分は谷間に落ちたりすることのないように、我々もリスク管理機関としっかりと連携を取って対応していきたいと思っております。

1点目については私からは以上です。

○本間座長 2つ目もよろしくをお願いします。

○今井評価情報分析官 事務局の今井でございます。遺伝子組換え食品の関係の御質問をありがとうございます。回答ですけれども、遺伝子組換え食品の安全性評価基準の改正につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして御審議いただきまして改正案が取りまとめられてございます。今、先生に御指摘いただきました内容につきましては、改正案の第1章第4の遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に際しての原則と基本的考え方の中で整理して記載してございます。具体的には、組換えDNA技術により種子植物に付与される形質の変化について意図的な影響と非意図的な影響を評価し、食品としての安全性を総合的に判断することが必要という内容につきましては、改正案におきましては、評価の原則の中で、現時点では既存品種との比較において組換えDNA技術により意図的または非意図的に新たに加えられる又は失われる形質に関して食品健康影響評価を行うことが合理的であるという部分に記載されております。

また、評価の原則に基づく基本的な考え方の中で、食品健康影響評価に当たって考慮すべき点は、組換えDNA技術の応用に伴い、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク、主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響であるという部分、さらに、食品健康影響評価を行う上でweight of

evidenceに基づく階層的なアプローチを考慮するべきであるという部分に記載されております。

また、御指摘いただいた箇所の後半部分の記載ですけれども、安全性評価に当たっては、遺伝子組換え食品（種子植物）がヒトの健康に対し予期せぬ有害影響を与える可能性を最小限とするための十分なデータ、情報が必要とされるという部分につきましては、改正案における基本的考え方の5番目の項目に記載されております。

今回の改正におきまして、重複内容を整理いたしまして、構成の見直しを行っております。現行の評価基準の記載と表現は変更されているところがございますけれども、評価の原則と基本的な考え方の内容は基本的に変更されてございません。

以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

今村専門委員、2つの回答ともよろしいですか。

○今村専門委員 ありがとうございます。

1番目については今、実際に紅麹のことで改正が行われていますから、今までだったら厚生省の中で基準がするか、監視がするかですけれども、今回も抱き合わせで消費者庁の改正と厚生省の改正が裏表になるような改正を力を合わせてやっているようなのですけれども、その場合、どこからどのように諮問が来るのかというのが非常に不明確になっているなと感じました。なので、今、法律上どう整理されているかということは何も明示していくべきだと思うのですけれども、今後、改正される際に裏表の関係になってどちらから諮問するのかということもぜひ明確化してほしいと思っています。

2つ目の遺伝子組換えの改変ですけれども、各論として散りばめられているのは理解しているのですけれども、意図せざる改変というのはCODEXでこの国際基準をつくったときも最大の論点だったと思うのですね。最大の論点だからCODEXの基準の中で一項目立てられていて、だからこの基準の中にも大きな項目として一まとめにして載せてきたと思うのです。各論として散りばめられているというのは理解はできるのですけれども、この総論の部分を落とすというのは今までの議論を知る人間としては不自然さを感じたので、この意図せざる改変に関してはもう少し強調して書くというか、削除をここまでしなくてもいいのではないかなと思いました。これは御意見として聞いていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

船江専門委員、よろしく申し上げます。

○船江専門委員 船江です。よろしく申し上げます。

リスクコミュニケーションの問題についてのことなのですけれども、様々な手段で情報が発信されているということでいろいろ御説明をいただいて、閲覧数やフォロワー数ということに記載していただいているのですけれども、食品安全委員会として特にホームページやフェイスブック、X、メールマガジン、ブログなどを使用した媒体で期待している効果が上がっているのかとか、どの媒体で特に効果が上がっているとか、期待値があるとか、逆にこちらが期待したものがこの媒体ではまだ低いといったことを教えていただければということと、今後、このような様々な情報を媒体で発信していく中でどういったことが課題で、そこを今後どのようにしていくのかといったことを教えていただければと思うのです。

○本間座長 ありがとうございます。パフォーマンスの問題ですね。

事務局の方、何か情報がありますか。

○浜谷情報・勧告広報課長 御質問ありがとうございます。情報・勧告広報課の浜谷でございます。お世話になります。

御質問の件なのですけれども、現時点では我々の発信した情報にアクセスしてくださった方の行動変容にどのようなつながっているかというところまでは把握をしかねている状況です。ですので、こういった本日の専門調査会の資料でも、どうしても閲覧数等のアクセスしてくださった方の数で御説明するにとどまるということが現状でございます。

一方、船江先生のおっしゃることももっともでございますので、我々として今後、発信した情報に対してどういった効果があるかを判断する手法や、そういったものが実際に行動変容につながっているかどうかといった評価の仕方も今後検討していきたいと思っております。実は今年度の調査事業の中でその辺について考えていきたいなと思っていたところでした。

すみません、お答えになっていませんが、現状についてお話をさせていただきます。

○本間座長 よろしいですか。

○船江専門委員 ありがとうございます。

○本間座長 ほかにいかがでしょうか。

では、郷野専門委員お願いします。

○郷野専門委員 全国消団連の郷野です。発言の機会をいただきありがとうございます。

私からは2点、質問と要望がございます。先ほど今村委員からもございましたけれども、

このたび厚労省から消費者庁へ食品衛生基準行政が移管したことによって、食品安全委員会との位置づけに関してはリスク管理機関に消費者庁が加わるということで理解をいたしました。この移管に伴いましては情報の抜け落ちなどの不安の声も聞かれますので、先ほど御回答いただきましたけれども、食品安全委員会のほうでも関係機関と情報の共有、連携強化に努めていただければと思います。

例えば先ほど御報告の中にあった、乳幼児の粉ミルクの件などは命に関わるので、食品安全委員会だけではなくて各省庁と連携して広く周知をしていただければと思います。その隣にある関係省庁との連携、SNSでのリポストなども拝見しておりますが、やはり1つの省庁だけでは広まり切らないものが連携することで目に触れる機会は増えますので、それは一つ有効だったと思っております。

もう一点なのですが、今日の御報告にはなかったのですが、資料2-1の11ページに「広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成」とございますけれども、教材の作成の期間というのはどのくらいで更新されるのか教えていただければと思いました。昨年11月に更新された中学生向けの『科学の目で見る食品安全』を拝見しましたけれども、とても読みやすく、アレルギー表示などの最新情報が掲載されていてとてもよいと思いました。けれども、情報はどんどん新しくなってしまうので、古い情報のまま何年も同じものにならないようお願いしたいと思います。

同じく計画のところですが、「学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す」とあるのですが、例えば動画の併用などが使いやすいのではないかなと感じました。現場の先生方にもお聞きしてみたいところなのですが、教室に大きなモニターがあったり、タブレットが個人貸与になっていたり、この間、教育現場も大きく変わってきているように思います。今後、教材を製作する際には、現場のニーズに合ったものを意識することも大切ではないかなと思いました。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

1点目は御意見だと思います。2点目の広報に関しては事務局、お答えできますか。

○浜谷情報・勧告広報課長 2点目につきましては、前回、たしか船江先生からも御指摘をいただきました記憶があるのですが、現在、文科省にアプローチをしようとしておりまして、まだ担当者レベルでとどまっているのですが、そういう中で今、郷野先生がおっしゃったようなこともお伝えをした上で、どういう伝達の仕方がいいかというのは話し合っていきたいと思っております。

○本間座長 ありがとうございます。

郷野専門委員、いかがでしょうか。

○郷野専門委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○本間座長 では、早川専門委員、お願いします。

○早川専門委員 日本生協連の早川です。

資料2-2の10ページの有機フッ素化合物PFASに関する部分ですけれども、20ページにも記載がありますけれども、オンラインセミナーを評価書案の段階で開催いただいたということに関しては大変よかったと思っています。諸外国とも評価結果が違ったりして、PFAS自体は難しいテーマだとは思うのですけれども、評価書案の時点で御担当された先生から作成の考え方やプロセスについて関係者に御説明いただいたということで、このことは評価プロセスの透明性を高めたり、それから関係者のコミュニケーションを円滑にしたと考えています。今後も国民の関心が高いこのような問題については丁寧な対応を取っていただけるとよいのではないかと考えています。

意見ということで以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

PFASの評価書とユーチューブに関しては私も拝見させていただきましたが、海外の評価にも勝るようなかなり良いもので、私も参考にさせていただいていますので、非常に良かったと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。

では、寺島専門委員。

○寺島専門委員 ありがとうございます。

私からはリスクコミュニケーションの部分に関して一消費者としてのコメントとできればいいのですけれども、Xの閲覧数のところで例えば4月の鶏肉の水洗いに関するところは閲覧数が非常に多くて、反響が大きかったのかなと思っています。個人的には先ほどもありましたけれども粉ミルクのところなどは非常に自分自身も拝見しておりました。今後、投稿数のみならずこういった形で行動変容につながっているかを調べていただけたらいい話なのですけれども、これはほぼ同時期に出している中で鶏肉に関するところの閲覧数が多いということもありますので、ぜひ見る方々がこういったところに注目されているかということも今後のリスクコミュニケーションのベースになってきたらいいのかなと思っています。

また、これは質問なのですが、こちらは閲覧数が多かったところなのですが、例えば直接声が聞ける中で食品安全モニターの方々がいると思うのですが、その方々からの意見としてこの動画の資料に関して何かフィードバックがあったかどうか

というところをお伺いできればと思っておりました。

あと、ここは私の個人的な意見なのですが、今後、こういった動画資料というのは非常に貴重だと思いますので、ぜひ衛生管理をするという視点でもHACCPであったり、一般衛生に関する部分に関しても何か一般消費者の方々に理解を求められるような内容があったらいいのかなと思いました。お願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

事務局の方、何か御意見はありますか。

○浜谷情報・勧告広報課長 申し訳ないですが、動画に対する反響についてはこちらで把握していませんので、というか、少なくとも私は拝見していませんので、ちょっと今はお答えをしかねる部分があるのですが、2つ目のHACCPの部分については厚生労働省にも伝えた上で、先ほど郷野先生からもお話がありましたけれども、リスクコミュニケーション関係の担当者間では常日頃から連絡を密に取っておりまして、そういう中でこういう情報も発信していこうという話合いは関係省庁との間でも続けていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○本間座長 それでは、小坂専門委員、お願いします。

○小坂専門委員 ありがとうございます。小坂です。

意見というか、21ページのリスクコミュニケーションの関係で右下にフェイスブックで豚カツの豚肉というのがあったのですが、これは私どもも紙面で生煮えのレアな豚カツというのがブームになっていて、これが問題になっていたのが大きく取り上げた経緯があるのですが、食のトレンドは非常に変化が激しくて、ユニークなものがどんどん出てくるので、基本の情報なのだけでも、食のトレンドが変化することで消費者が分からずに食べて健康被害があつてはいけないと思いますので、ぜひその辺は今後もウオッチしながら情報発信していただくと、それに応じて報道機関も反応するかと思いますのでよろしくお願ひしたいというのが1点目の意見です。

それから、この資料とは直接関係ないのですが、先ほどもありましたが、紅麴の問題に対して食品安全委員会としてこの問題をどのように覚知して対応したのか、それと最新の情報が何かありましたら、御教示いただけないでしょうか。

○本間座長 最初のご意見だと思いますが、2番目の問題に関しては何か、事務局からお答えできますか。

○重元総務課長 紅麴の関係なのですけれども、食品安全委員会の取組といたしますか、政府全体の取組という観点から食品安全委員会の取組という感じにつながるとお思いますので、そういった観点で御説明をさせていただきますと、政府全体では御案内のとおり関係閣僚会合があり、また、関係省庁連絡会議がありということで、政府全体を挙げた取組が検討された。その枠組みを受けて5月31日に関係閣僚会合で当面の対応方針が取りまとめられたという動きになっています。

この間、食品安全委員会としては、これも事案が発覚してからすぐの時期だったのですけれども、消費者庁と食品安全委員会との間の連絡会議というものを設置・開催して、こういった場を活用して消費者庁との情報共有や連携を行ってきたということがまずございます。

それから2つ目として、消費者庁が制度の見直しを行うための検討会というのを開催してきたわけなのですけれども、その中で毎回、我々事務局の職員もオブザーバーとして会合に出席して、特に第2回目の会合におきましては、平成27年に取りまとめました健康食品に関する報告書、これは食品安全委員会が取りまとめた報告書なのですけれども、そちらの報告書とそのときに取りまとめた国民の皆様へのメッセージを資料の提供とともに説明する時間をもらいましてそこで説明を行うなど、それ以降の議論の土台になるような形で情報共有をしております。

先ほど申し上げましたように、5月31日の時点で今後の対応というのが取りまとめられて、また、その後、消費者庁との間でもいわゆる健康食品に関するリスクコミュニケーションの徹底ということもお互い合意といたしますか、話し合いをしたという事実もありますので、私どもとしてはこうした一連の取組と今後の取組も通じまして消費者庁としっかり連携を図って取り組んでいくということになると思いますし、また、先ほど今村先生からもお話がありましたように、必要な基準の改正で食品安全委員会に諮問が来る案件があると思いますので、そういったところでしっかりと見ていくということもあるのかなと思っております。

以上でございます。

○本間座長 よろしいでしょうか。

紅麴問題の原因究明に関しては当国立医薬品食品衛生研究所が対応しています。最新の解析のデータに関しては5月27日にプレスリリースしてありますので、それを御覧ください。簡単に言いますと、紅麴の培養過程で、青カビが混入して、その青カビはかなり特殊な青カビですけれども、そこから産生するプベルル酸と、あと新しい2つの化合物が検出されました。当研究所ではそれら物質を検出した原因物質同定チーム、カビ毒に関するチーム、そのような新規の物質を合成するチームと、その合成した物質の毒性を評価する毒性チームの4チームが現在取り組んでいます。また進捗が進みましたら、その都度プレスリリースを通じて報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、よろしいですか。

○川崎専門委員 関連して質問させていただいてもよろしいですか。

○本間座長 答えられる範囲であれば。

○川崎専門委員 雪印メグミルクの川崎なのですけれども、今、非常に特殊なペニシリウム的一种が毒を出すということで、カビの苦情というのは食品の中では非常に普通にあったり、あるいはブルーチーズを食べる人は毎日カビを食べているわけですし、カマンベールチーズもあれは白カビですからペニシリウムですので、今回のものは特殊な種類のカビなのでしょうけれども、どういうカビに危害があってどういう種類のカビなら大丈夫なのかというところまでの研究というのもこれからされていくのでしょうか。

○本間座長 その予定です。

○川崎専門委員 ありがとうございます。

○本間座長 では、田沼専門委員。

○田沼専門委員 ありがとうございます。グリーンハウスの田沼と申します。

2点ありまして、一点は22ページの低温調理に関してです。ここ数年低温調理が流行っており、前回の安全委員会では基準が特にないというお話でした。その後もし温度、調理時間等基準が決まった等ございましたら教えていただきたい。

それからもう1点は7ページの遺伝子組み換え微生物を利用した食材について。海外では微生物の遺伝子組換えによって発酵を利用したプロテインや脂質、酵素、乳が作られて、それが食品として売られている状態が多く見受けられます。日本の大手食品メーカーがフィンランドの製造メーカーと提携をして、今、シンガポールで研究をしており、25年に発売を予定しているということが報道で出ておりました。そういう新しい食品としての使用は食品安全委員会ではどのようにリスクや安全性の評価をするのかを教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○本間座長 事務局、いかがでしょうか。

○浜谷情報・勧告広報課長 1点目の低温調理の関係なのですけれども、田沼先生のおっしゃる基準の意味が分かりかねるのですが、従来、食品安全委員会では厚生労働省などと連携しまして、加熱するときには肉の中心温度を70度で1分以上、それと同等の加熱条件と

いうことを確認した上でやりましょうということを当委員会の香西委員にも動画で出演いただきながらアナウンスをしてきているところでございます。

引き続きこういった取組を継続して、低温調理に起因するような食中毒が発生しないように取り組んでいきたいと思っています。

○本間座長 よろしいでしょうか。

○田沼専門委員 はい。ありがとうございます。

○本間座長 それでは、2点目についても、よろしく申し上げます。

○今井評価情報分析官 事務局の今井でございます。

今、御質問いただきました点は、精密発酵の関係の御質問と理解いたしました。精密発酵につきましては、どういったものかという定義が定まっていない状況と認識しております。例えば遺伝子組換え微生物を使って製造された食品ということであると、組換えDNA技術応用食品に該当するかどうかというところの判断がまず必要かと思ひまして、そういった該当性の判断につきましてはリスク管理機関のほうでなされますので、食品安全委員会といたしましてはリスク管理機関によるリスク管理の枠組みに応じまして安全性の評価を行えるように必要な検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○本間座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○田沼専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○本間座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようでしたら、ただいま、御意見をいろいろお聞きしましたけれども、報告書の内容に関しては特に変更がないと考えますけれども、よろしいですか。

(首肯する専門委員あり)

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、報告書案に関しましては、本調査会としては原案どおり了承し、食品安全委員会に報告することにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する専門委員あり)

○本間座長 ありがとうございます。では、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。議事3の令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件の選定の進め方についてです。まずは事務局から説明をお願いします。

○浜谷情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課の浜谷でございます。

資料3-1を御覧ください。令和6年度における「自ら評価」の案件候補の選定について（案）について御説明をいたします。

食品安全委員会は、食品安全基本法第24条に基づき、関係大臣から諮問のあった場合のほか、自らの発意によって食品健康影響評価を行うことができます。今年度も企画等専門調査会におきましてこの「自ら評価」の案件の選定作業を進めていただきたいと思います。

2ページ目を御覧ください。冒頭のコラムの中に、自ら評価の企画等専門調査会における選定要件について記載をしています。コラムの中の下段の選定基準を念頭に置きつつ、国民の評価ニーズや科学的な知見の充足状況に配慮して選定を進めていただきたいと思います。

5ページ目を御覧ください。今年度の選定スケジュールでございます。本年7月に、一般の方や食品安全委員会の専門調査会の委員の先生方などから案件候補の御提案を募集いたしまして、11月頃と2月頃の2回にわたって企画等専門調査会で御議論いただければと思っております。

戻っていただいて申し訳ないのですが、3ページ目を御覧ください。企画等専門調査会におきましては、自ら評価の案件候補とすることの是非はもちろんですが、議論の中におきましては、案件候補としなくとも科学的知見の充足状況等に応じてファクトシートを作成するとか、消費者の皆様へ情報発信をする一環でQ&Aを作成するといったことも議論の出口として念頭に置いております。こういった対応方向も視野に入れつつ、秋以降、御議論をいただければと思います。

私からは以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして何か御質問等がありましたら、挙手をお願いします。

今村先生、お願いします。

○今村専門委員 今村です。

自ら評価について、今回の紅麴の事件に関連して自ら評価をしたほうがいいのではないかと考えています。今回は先ほど座長からも御説明いただきましたようにカビの混入が被

害の原因ですけれども、私は消費者委員会の表示部会長をさせていただいて、細かくこの背景を拝聴させていただきますと、この紅麴の主な効果を持っている成分としてモノコリンKという物質がありまして、実はこのモノコリンKは医薬品としてのロバスタチンというものと全く同じ化学物質であるということが判明したということで、このモノコリンKを食品として入れていいかというのは今まで各国でも議論になっていて、スイスなどでは禁止をしている。そしてアメリカでは添加することを禁止しているという状況の中で、こういった情報は食品安全委員会自身も公表しているという状況であります。

今回の被害の原因ではないと理解しましたが、今回、モノコリンKがこれだけ注目されていて医薬品成分と全く同じものであるということが再認識されている中で、この評価をすればしたら自ら評価になるのではないかと考えています。事件と直接関係がないということもあって、厚生省からも消費者庁からもこのモノコリンKについての評価の依頼というのは来ないのではないかと考えていますので、そう考えるとやはりここで考えるべき事案なのではないかなと考えています。

もし今、安全委員会のほうでお考えがあるのだったら教えていただきたいと思います。  
今村からは以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

何か事務局のほうでお考えはありますか。

○浜谷情報・勧告広報課長 今村先生、ありがとうございます。

実はおっしゃった件につきましては、夏に御提案を募集したときに様々な形で御提案があると我々も想像しておりまして、秋以降、御提案を整理する中でどういった形のものを対象にするかなども議論しつつ、案件候補とするかどうかというところも含めて議論をさせていただきたいと思いますので、今日のところは御提案として承りましたので、引き続きよろしく申し上げます。

○本間座長 今村先生自身のほうで提案していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○今村専門委員 分かりました。私からも提案させていただきますけれども、これは根の深い問題だということが分かってきましたので、ぜひ安全委員会でも御考慮いただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、事務局は令和7年度の選定案件について  
手続を進めていただくようによりしくお願いいたします。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○重元総務課長 特にはございません。

以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程につきまして、どのようになっているか教えてください。

○重元総務課長 次回の企画等専門調査会でございますけれども、予定されている案件に  
つきましては、令和6年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告についてと令和  
6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補についてなどにつきまして  
御審議をいただくことになると考えております。

次回の企画等専門調査会の開催につきましては11月頃を予定しておりますけれども、詳  
細は後日、皆様に御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○本間座長 それでは、以上をもちまして、第42回「企画等専門調査会」を閉会いたしま  
す。どうもありがとうございました。